平成31年3月15日

1

1

毎週月.水.金曜日発

富山県報

号 外(3)

目

次

規 則

○富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する 条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第1号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する 条例施行規則(平成24年富山県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「による」を「に基づく」に改め、同条第3号中「又は水道環境」 を削る。

第2条第1項第1号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び次項第2号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第2項第1号中「による」を「に基づく」に改め、同項第2号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程

の修了者を含む。第4号において同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の 規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選 択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の富山県水道法 に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例施行規則 第1条第3号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試 験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道 及び工業用水道を選択したものとみなす。

(生活衛生課)